



谷道事務所Presents ためになる法律講座

今月のTOPIC

「一般社団法人」(公益法人)の立ち上げが簡単になります。

新公益法人制度の背景とは

従来の公益法人制度は100以上も前に制定された古い制度であり、主務官庁の許可によって数多くの営利法人と似た法人が設立されており、天下りの受け皿という性格を帯びている、税金面においても優遇措置を受けている、公益性の判断基準が不明確であるなど、多数の批判がありましたので、平成18年6月に公益法人改革三法が公布され、上記のような問題を解決するとともに、民間の非営利活動をより促進する為に公益法人制度が大きく変更されることとなり、平成20年12月から施行されております。

一般社団法人の特徴とメリット

- ①公益事業、収益事業など手掛ける事業に制約や制限がない。
- ②面倒な手続が大幅に減り、登記のみによって法人格を取得できる。
- ③手続が簡易化された為、比較的短期間で法人を設立することが可能。
- ④非営利活動を徹底していたり、公益事業がメインである場合には、NPO法人と同様、「収益事業以外の収入には課税されない」為、税金において多大なメリットを享受できる。

※このほかにも法人名義で銀行口座を開設したり不動産登記をすることなどが可能である。

他法人との比較

法人格	一般社団法人	NPO法人	株式会社
設立手続き	登記のみ	所轄庁の認証+登記	登記のみ
設立の資金	不要	不要	資本金制度あり
設立者	社員 2人以上、理事1人以上	正会員10人、理事3人、社員1人以上	株主、取締役各1名以上
法人の事業目的	基本的には自由に決めることができる。目的の公益性は関係ない。	特定非営利活動を行うことが主たる目的である必要あり。	基本的には自由に決められる。
所轄官庁/監督	なし	都道府県または内閣府	なし
設立までの期間	1か月以内可能	4か月~6ヶ月	1か月以内可能
優遇税制	収益事業以外が非課税の一般社団法人にできる。	原則非課税、収益事業について課税。	全所得課税対象。
所轄官庁への報告	なし	毎年事業報告あり	なし

このように、他法人と比較してもたくさんのメリットがあります。そして今後この「ビジネス利用での一般社団法人設立」が以下のような動機づけで多く見込まれています。

【活用方法例】

- ・ビジネス色を強く打ち出したいが、受注や相談業務などで利用する法人格が欲しい。
- ・業界や同業者の団体だが、収益事業も視野に入れている。
- ・現在NPO法人を保有しているが、毎年の事業報告が大変で苦労している。
- ・現在NPO法人を保有しているが、今後は収益事業も展開していきたい。

もし、ご興味のある方はお気軽に谷道司法書士事務所までお問合せ下さい。



所長の谷道です。つまらないことでも、喜んでお答えし

ますので、お気軽にご質問・お問合せを！

今月の Present

昨年から何度かご講演をさせていただいている「一般社団法人設立のメリット」というテーマ。今回はわたくし谷道が使用した、**講演レジュメを、ご希望の方には進呈**いたします。社員の皆様の教本にさせていただければ幸いです！

お問合せは コチラ

80th 谷道司法書士事務所

 谷道事務所
 谷道行政書士事務所

〒933-0046
 富山県高岡市中川本町
 8番6号
 Tel 0766-22-5511
 (AM9時~PM6時)
 Fax 0766-22-5513
 (24時間受付中)
 URL www.tanimichi.jp